

様式第26（第23条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～14     〔略〕

15   特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

16～41    〔略〕

様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係）

〔略〕

〔備考〕

1・2       〔略〕

3    第25条の7第8項、第31条の2第7項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

        特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、

        特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、

4       〔略〕

様式第44（第31条の2条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～6       〔略〕

7    「（【調査報告番号】）」の欄には、第31条の2第3項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「（【調査報告番号】）」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

8～10      〔略〕

様式第73（第75条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～7       〔略〕

8    「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○○」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による

様式第26（第23条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～14     〔略〕

15   特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考14に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

16～41    〔略〕

様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係）

〔略〕

〔備考〕

1・2       〔略〕

3    第25条の7第8項、第31条の2第9項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

        特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、

        特願○○○○—○○○○○○○、特願○○○○—○○○○○○○、

4       〔略〕

様式第44（第31条の2条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～6       〔略〕

7    「（【調査報告番号】）」の欄には、第31条の2第4項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「（【調査報告番号】）」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

8～10      〔略〕

様式第73（第75条関係）

〔略〕

〔備考〕

1～7       〔略〕

8    「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○○」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。